

2025年度 専門委員会 紛争・訴訟委員会



2026年3月13日
委員長 高島 崇
(Y K K 中国投資社)

＜参加企業＞ 46社(76名)

(順不同)

村田(中国)投資有限公司
キューピー株式会社
日東電工(中国)投資有限公司
松下電器(中国)有限公司
日電(中国)有限公司
力森諾科(中国)投資有限公司
YKK中国投資社
本田技研工業(中国)投資有限公司
三菱電機(中国)有限公司
東芝(中国)社
理光(中国)投資有限会社
東麗纖維研究所(中国)有限公司
積水化学(中国)有限公司
日鉄軟件(上海)有限公司
三菱重工業(中国)有限公司上海分公司
エプソン

阿尔卑斯阿尔派(中国)有限公司
艾杰旭(中国)投資有限公司
オムロン(中国)有限公司上海分公司
旭化成(中国)投資有限公司
京瓷(中国)商贸有限公司
观永律师事务所
北京鴻元知識產權代理有限公司
柳沈律師事務所
TMI總合法律事務所
北京隆安法律事務所
永新專利商標代理有限公司
北京銘碩特許法律事務所
北京銀龍知識產權代理有限公司
北京天達共和法律事務所
林達劉グループ

北京万慧達知識產權代理有限公司
Beijing East IP Ltd.
隆天知識產權代理有限公司
北京路浩國際特許事務所
北京三友知識產權代理有限公司
森・濱田松本法律事務所外国法共同事業
IP FORWARD法律特許事務所
広州銳正知識產權服務股份有限公司
上海光華特許事務所
上海專利商標事務所有限公司
昱路(上海)知識產權服務有限会社
深圳紫藤智慧財產權代理有限公司
上海博邦知識產權服務有限公司
上海君瀾法律事務所
啓源國際特許商標事務所

<活動目的>

メンバー各社の力を結集して、知財に関わる重要判例を研究し、現時点における裁判所の判断基準の傾向等を把握する。

各社における知財に関わる訴訟戦略立案の参考とする。

<活動内容>

①最新判例研究

- ▶ 最高人民法院が公表する重要判例、等を題材に、中国司法実務の最新の判断基準などを研究。

②特定テーマ研究

- ▶ 興味のあるテーマを設定し、少人数のWGで研究。

	2025年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	2026年 1月	2月	3月
最新判例研究	4/11		6/12	7/11	8/8	9/12	10/10	11/14	12/12	1/9	2/26	3/12
	← 案件調査		→ 各社より重要判例を発表、メンバーで討論									
特定テーマ研究					8/15	9/19	10/17	11/21	12/19	1/16	2/27	
	← 参加者募集、テーマ等決定				→ WGで研究(判例研究や討論など)							

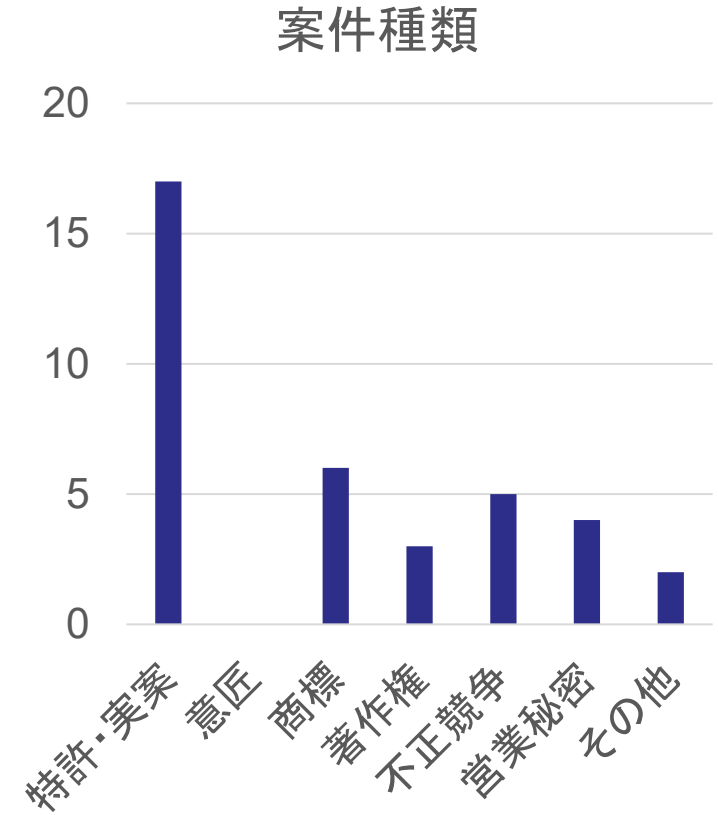
①最新判例研究 <案件調査>

発行元	案件集
最高人民法院	2024年人民法院知的財産権典型判例
最高人民法院、最高人民検察院	知的財産権刑事保護典型判例
最高人民法院	最高人民法院知的財産権法廷裁判要旨要約（2024年）
最高人民法院	全国裁判所 知的財産権事件の法律適用問題に関する年次報告（2024年）要旨
最高人民法院	最高人民法院知的財産権法廷設立5周年 10大影響判例
最高人民法院	最高人民法院知的財産権法廷設立5周年 100の典型判例
最高人民検察院	検察機関知的財産権保護典型事例
国家知識産権局	2024年専利再審・無効審判 10大案件

最高人民法院等から公表される案件の中から選定し、
毎月の会合で発表・討論を実施。

①最新判例研究 <研究結果>

案件集	研究件数
2024年人民法院知的財産権典型判例	5件 /8件
知的財産権刑事保護典型判例	0件 /9件
最高人民法院知的財産権法廷裁判要旨要約(2024年)	13件 /157件
全国裁判所 知的財産権事件の法律適用問題に関する 年次報告(2024年)要旨	11件 /43件
最高人民法院知的財産権法廷設立5周年 10大影響判例	1件 /10件
最高人民法院知的財産権法廷設立5周年 100の典型判例	5件 /100件
検察機関知的財産権保護典型事例	0件 /9件
2024年専利再審・無効審判 10大案件	1件 /10件
計	32件 (重複除く)



※研究した判例の要旨は、別添「【研究成果】研究済み判例一覧表」を参照ください。

【別添】【研究成果】研究済み判例一覧表

掲載元	分野	案件名	案件番号	重複有無	会社名	要旨
2024年人民法院 知的財産権典型判例	商標権 不正競争	仁某置地（成都）有限公司、上海仁某房地产有限公司、南京仁某企业管理有限公司、新加坡仁某控股有限公司与兰州仁某房地产有限公司侵害商标权及不正当竞争纠纷	(2023) 最高法民终418号	全国裁判所 知的財産権事件の 法律適用問題に関する 年次報告（2024年） 要旨	三菱電機（中国）有限公司	<ul style="list-style-type: none"> ・他人の登録商標の文字を不動産物件の名称に使用したり営業宣伝に利用したりする行為は権利侵害になるかどうか。 ・企業名称として利用する行為は不正競争行為になるかどうか。 ・他人の登録商標の中国文字と同一/類似（ピンイン）のドメイン登録は権利侵害行為になるかどうか。 ・賠償責任を計算する際の期間認定
	営業秘密	上海米某科技有限公司与陈某侵害商业秘密纠纷	(2024) 沪0115民初38294号		昱路（上海）知識産権服務有限会社	<p>本件は営業秘密侵害に係る訴前保全事案であり、裁判所はゲームキャラクターのデザイン、スキルデータ、画面表示等の情報が営業秘密の客体となり得ることを認めた。包括的な判断を経て、裁判所は申請人の行為保全請求を支持し、被申請者に対し係争ゲームコンテンツの開示及び使用を禁止する命令を発した。</p> <p>本案の典型的な意義は、裁判所がゲーム画面及びその中に表現されたゲーム設計情報の営業秘密としての属性を明確に認定した点にあり、営業秘密が対象とする客体の範囲に関する認識を拡大するものである。今後の司法実践において重要な示唆を与える判断と言える。</p>
	著作権 不正競争	成都乐某科技有限公司、上海莉某网络科技有限公司与深圳市九某互动科技有限公司、海南番某科技有限公司侵害著作权及不正当竞争纠纷	(2023) 粤民终4326号		TMI総合法律事務所	<p>Lilith GamesとLegou GamesのRise of Kingdoms（万国覚醒）という戦略シミュレーションゲーム（SLG）の皮換え行為が問題となった著作権侵害及び、不正競争紛争事件の第二審判決。</p> <p>「皮換え」行為とは、ゲームのルール、操作インターフェース等の基本的構成（骨の部分）はそのままに、単にキャラクターのイメージ、音楽等の表面的要素（皮の部分）だけを変更する行為である。</p> <p>本件において、広東省高級人民法院は、原告と被告のゲームの実質的類似性があるゲームのルールは、著作権法上の「表現」、「作品の特徴に合致するその他の知的成果物」に該当しないとして、著作権法による保護を否定しつつ、皮換え行為は、自らの知的労働や資金投入によって競争優位を獲得したのではなく、不正競争手段によって他人の知的成果の個別的商業価値を直接奪取したものであり、誠実の原則と商業道徳に反し、市場競争秩序を乱し、合法的權益を侵害しており、これは不正競争防止法第2条の規定に違反し、不正競争行為を構成すると判示した。</p>
	不正競争	无锡市世某服饰有限公司、无锡市九某商贸有限公司与苏州布某电子商务有限公司、苏州西某电子商务有限公司、苏州西某网络科技有限公司、苏州库某网络科技有限公司不正当竞争纠纷	(2023) 苏05民终5492号		林達劉グループ	<ol style="list-style-type: none"> 1. テスト評価は、インターネットの消費によって生まれた新たな現象である。 2. 「第三者の視点」による直接的な体験は、「客観性」が必要である。一部のテスト評価は、事実を捏造したり、欠点を隠蔽したり、「一方を称賛する」などして消費者を誤認させている。本件は、不正競争防止法の立法趣旨に基づき、テスト評価行為の法的限界を明確にし、虚偽のテスト評価行為を規制していた。 3. 虚偽宣伝 VS 商業上の名誉毀損
	著作権 刑事	涉热播影视作品侵犯著作权刑事附带民事诉讼案	(2024) 浙0783刑初585号		永新專利商標代理有限公司	<p>本件は、正月期間に上映された重点保護劇場用映画の違法・犯罪的な拡散行為に対し、厳罰を加えた事例である。</p> <p>本件の審理は、知的財産権に関する民事・刑事・行政の「三合一」審理メカニズムの優位性を十分に体现しており、被告人らの有罪量刑問題を解決すると共に、被害者に対する民事賠償問題にも対応し、知的財産権利者に対して迅速かつ包括的な保護を提供し、犯罪の取り締まりと効率的な権利保護の有機統合が実現された。</p>

掲載元	分野	案件名	案件番号	重複有無	会社名	要旨
最高人民法院 知的財産権法廷 裁判要旨要約 (2024年)	発明特許	涉“液晶显示器”发明专利确权案	(2022) 最高法知行终870号	全国裁判所 知的財産権事件の 法律適用問題に関する 年次報告 (2024年) 要旨	力森諾科 (中国) 投資有限公司	特許無効審判の口頭審理において、国家知識産権局が修正後の一部の請求項を認められないと判断した場合、「専利権者が現在の権利要求書の中で認められない請求項を削除すること」を許可し、「残りの認められる請求項」を審査の対象とすべきである。削除に関する申し出が口頭審理において専利権者の口頭提出であれ、書面提出であれ、国家知識産権局は通常これを受け入れるべきである。口頭審理中に置き換えページを提出しなかった場合、国家知識産権局は一定の期限内に提出を求めることができる。指定された期限内に置き換えページが提出されなかった場合、専利権者が法に基づいて請求項を修正しなかったものと見なされ、それに基づいて相応の処理を行うことができる。
	発明特許	“协作波束成形天线配置”发明专利确权案	(2023) 最高法知行终1059号		北京路浩国際特許事務所	「請求項の更なる限定」、即ち元の請求項に他の請求項に記載の技術的特徴を追加するという補正方式は、他の請求項の文字表記をそのまま記載しなければならないことを意味していない。 補正後の請求項の追加内容と元の請求項の記載内容との関連性に基づいて、当事者の視点から、総合的に判断すべき。さらに限定された内容が、元の請求項の記載内容から直接かつ明確的に特定できる場合、その補正は、「請求項のさらなる限定」という補正方式に属し、認められるべき。
	発明特許	“耐高压旋转补偿器”发明专利侵权案之一	(2022) 最高法知民终1316号		柳沈律師事務所	特許権者が証拠提出に万全を尽くし、被訴侵害技術案が特許権の請求項による保護範囲に該当する可能性が高いことを十分に証明したが、現場検証の適用要件を満たさない場合、被訴侵害者が証拠提出の能力を有しながら、反証を提出することにより抗弁しないと、当該被訴侵害者が不利益な結果を負担しなければならない。
	発明特許	涉“塑胶袋封装机”发明专利侵权案	(2022) 最高法知民终1837号		上海光華特許事務所	技術的課題を解決するために複数の異なる技術手段が存在する場合、係争特許の発明が特定の技術手段における技術的課題のみを改善するものであるときは、通常、他の技術手段を採用した技術案を係争特許権の保護範囲内に含めるべきではない。
	実用新案	“倒料机”实用新型专利侵权案之一	(2023) 最高法知民终1477号		Beijing East IP Ltd.	1. 侵害製品を製造後他人に使用させ、他人が当該製品を使用して得た他製品の買い戻し・転売で営利する場合、製造者は製造行為に加え、他人との共同使用行為を実施したものと認定 2. 「使用行為」の認定には営利モデルを併せて考慮すべきであり、単に製品を直接操作するかどうかだけを基準とすべきではない。
	発明特許	“牙科手持件”发明专利侵权案	(2022) 最高法知民终1673号		Y K K 中国投資社	〈幫助侵害 (幫助侵權) の判断〉特許法《解釈 (二) 》第21条は、ある製品が特許実施のために専用の材料・設備・部品等であることを「明知」しながら、権利者の許可なく、生産経営目的で該当製品を他者に提供し、他者が特許権侵害行為を実施した場合に幫助侵害が成立すると定める。被疑侵害者の「明知」有無の判断が幫助侵害認定における重点かつ難点であり、本件はその判断基準を示した重要参考判例となる。
	実用新案	“牙刷消毒盒”实用新型专利侵权案之一	(2023) 最高法知民终740号	全国裁判所 知的財産権事件の 法律適用問題に関する 年次報告 (2024年) 要旨	エプソン	同一被訴侵害製品、同一実用新案権及び同一事由の非侵害抗弁について、関連案件の認定は一致を保証し、裁判の衝突の発生を防止しなければならない。たとえ被訴侵害者が第一審判決後に上訴を提起しなくても、二審法院は別案の効力が生じた判決の中の同一の抗弁事由が成立する旨の認定に基づき、法により判決を変更して被訴侵害者の関連抗弁が同様に成立することを認定できる。

掲載元	分野	案件名	案件番号	重複有無	会社名	要旨
最高人民法院 知的財産権法廷 裁判要旨要約 (2024年)	実用新案	“变形组合玩具”实用新型专利侵权案	(2023) 最高法知民终2806号		日東電工（中国）投資有限公司	<p>専利権者は、同一の特許、実質的に同一の被疑侵害製品、同一製造業者に係る同一期間の侵害行為について、販売業者の違いに基づき、異なる裁判所で複数の訴訟を提起することは、紛争の一括解決に寄与しない。また、侵害者の利益や権利者の損失が明確にできず、各事件で法定賠償が適用され、さらにネットショップでの製品販売は地域範囲で限定することが困難である状況において、客観的に当事者の訴訟負担を増大させ、賠償額の累積を招きやすい。したがって、この権利行使の方法は推奨すべきではない。</p>
	実用新案	“锂电池浆料混合装置”实用新型专利侵权及反诉恶意诉讼案	(2023) 最高法知民终2044号		松下电器（中国）有限公司	<p>原告である仏山市金某社は、自らの権利の根拠が薄弱であることを認識しながら、権利保護を名目として訴訟を提起し、不当な利益を得るため他者の合法的権益を侵害する目的で行動した。この行為は信義則に反し、司法資源を浪費するとともに、他企業の経営発展に重大な悪影響を及ぼした。</p>
	営業秘密	涉“涂料调整剂”商业秘密侵权案	(2022) 最高法知民终2581号		艾杰旭（中国）投资有限公司	<ul style="list-style-type: none"> ・秘密保持措置において重要なのは、権利者が秘密保持の主観的な意図を客観化するることである。必ずしも措置が完璧であり、秘密とする内容に厳密に対応する必要がある、というわけではない。 ・証拠が取りにくい場合、刑事立案によって関係者証言を確保できると、後の民事訴訟の助けとなる。 ・化学品の技術情報の秘密性要件について、正確な含有量が開示されていない限り、成分と含有量範囲が開示されても、秘密性要件は満たせる。 ・賠償金を酌定する場合、会社の管理状況も考慮される。営業秘密を守るには、秘密保持の約定や情報管理だけでなく、社内のコンプライアンスや監査もしっかり行う必要がある。
	営業秘密	“新能源汽车底盘”技术秘密侵权案	(2023) 最高法知民终1590号	<p>全国裁判所 知的財産権事件の 法律適用問題に関する 年次報告（2024年） 要旨</p>	京瓷（中国）商贸有限公司	<p>本件は組織的、計画的、大規模な技術秘密侵害行為を強力に取り締まる典型的な事例である。人民法院は技術秘密侵害行為を全体的に判断した上で、法により2倍の懲罰的賠償を適用して6億4000万元余りの賠償金を賠償し、国内の知的財産権侵害訴訟の賠償額の過去最高を記録しただけでなく、侵害停止民事責任の具体的負担及び非金銭給付義務履行遅延金の計算・支払基準等について積極的かつ有益な探索を行い、責任負担方式の細分化を通じて、知的財産権裁判理念の更新と裁判規則の革新を推進した。本件裁判は、人民法院の知的財産権を厳格に保護するという鮮明な態度と不正競争を制裁するという確固たる決意を十分に明確に示したものであり、独創性を尊重し、公平な競争を行い、科学技術革新を保護する法治環境の構築に有利である。</p>
	営業秘密	“烟卤折弯机”商业秘密侵权案	(2022) 最高法知民终1468号		北京隆安法律事務所	<p>人民法院は、被疑侵害者が技術秘密の侵害行為を行ったかどうかを審査する際に、被疑侵害者が関連行為を行う際に実際に応じる技術秘密を理解し掌握しているかどうかを、侵害行為の成立を認定する前提条件としない。</p>
	発明特許	“半导体封装”发明专利确认不侵权案	(2024) 最高法知民终742号		北京三友知識産権代理有限公司	<ol style="list-style-type: none"> 1. 特許権侵害警告の被告者について 権利者の警告行為およびその内容が、警告を受けた相手方との間に争いを引き起こし、その相手方を法律関係の不確実な状態にするに足る場合、その相手方を警告された者として認定できる。 2. 特許権侵害警告の利害関係者について 法律の規定に適合する条件が満たされる場合、警告された者だけでなく、その者と直接的な利害関係を有する主体も、同様に権利者の警告によって法律上の不安定な状態にある場合は、非侵害確認訴訟を提起することができる。 3. 特許権侵害警告の書面催告について 催告は原則として非侵害確認訴訟の前提条件であるが、催告の手続きに厳格な要求を課すべきではない。被告者または利害関係者が権利者に対して発送した催告が、権利者に対し訴権を速やかに行使するよう促すものであれば、催告の手続きが履行されたものとみなされる。

掲載元	分野	案件名	案件番号	重複有無	会社名	要旨
全国裁判所 知的財産権事件の 法律適用問題に関する 年次報告（2024年） 要旨	実用新案	专利权评价报告在侵害专利权纠纷案件中的定性：温州某某机械有限公司与被申请人贵州某某配件有限公司、赫某辉侵害实用新型专利权纠纷	(2024) 最高法民再244号		村田（中国）投資有限公司	・専利権侵害の紛争案件において、専利権評価報告書は、案件審理の証拠として使用可能だが、係争専利の有効性は、専利権授与文書及び行政部門による有効な決定に基づいて判断すべきである。専利権者は、有効な専利権に基づき侵害訴訟を提起した場合、専利権評価報告書が係争専利に対して法定の登録条件を満たしていないという否定的な結論を出したとしても、それだけで当該権利者が訴権行使の根拠を持たないと認定し、訴訟を却下することはできない。
	商標権	商标在先使用抗辩的认定：某某药房连锁股份有限公司与荆门市老百姓大药堂某某有限公司侵害商标权纠纷再审查民事判决书	(2024) 最高法民再218号		上海博邦知識産権服務有限公司	最高裁は、次の要件を同時に満たす場合、先使用の抗弁を認めない (1) 抗弁者の使用日は係争商標の出願日より前であるが、出願人の使用日より後である場合。（すなわち原告が使用→被告が使用→原告が出願） (2) 抗弁者が使用時、当該（未登録）商標の存在を知っていたか、知るべきであったこと。
	商標権	有证据证明侵权获利时应优先根据侵权获利确定损害赔偿数额：某某国际私人有限公司、王某丰等侵害商标权纠纷民事再审查民事判决书	(2023) 最高法民再178号		三菱重工業（中国）有限公司上海分公司	1. 権利侵害による利益を証明する証拠がある場合、優先的に権利侵害による利益に基づいて損害賠償額を確定しなければならない。 2. 商標法第63条は損害賠償額の計算方式の適用順序を規定しており、損害賠償額を確定する際に、人民法院は権利者の実際の損失、権利侵害者の権利侵害による利益及び合理的な許諾費用を優先的に計算方式として適用しなければならない。 3. 実際の損失、権利侵害による利益及び許諾費用の使用料がいずれも確定し難しい場合に限り、法的賠償を適用する。
	商標権	零售服务与“替他人推销”服务是否构成类似的判断：北京棉田纺织品有限公司、东台市德润购物广场有限公司、北京无印良品投资有限公司、北京无印良品家居用品有限公司与株式会社良品计画、无印良品（上海）商业有限公司侵害商标权纠纷、不正当竞争纠纷二审民事判决书	(2022) 苏民终356号		观永律师事务所	小売サービスと「他人のための販売促進」サービスが類似しているかどうかの判断において、裁判の要点は、商品販売者が最終消費者に提供する小売サービスが、目的、内容、方式、対象の観点から、第35類の「他人のための販売促進」サービスと高度に類似していることである。小売サービスを提供する過程で、第35類の「他人のための販売促進」の商標と同一の標識を無許可で使用した場合、関連する公衆にサービスの出所について混同や誤認を生じさせやすく、商標権侵害と認定されるべきである。
	商標権 不正競争	药品商标侵权案件中标识贡献率的计算及惩罚性赔偿的适用：甘李药业股份有限公司与通化东宝药业股份有限公司、苏州雷允上国药连锁总店有限公司侵害商标权纠纷、不正当竞争纠纷一案民事判决书	(2021) 苏05民初437号		北京万慧達知識産権代理有限公司	医薬品の商標権侵害事件においては、医薬品分野におけるマクロ的な発展動向、消費者が医薬品を購入する際のミクロ的な視点、特定の医薬品業界に参入する際の異なる障壁、新薬と後発医薬品の技術的な違い、さらには製薬企業自体の知名度などの要素を総合的に考慮し、係争中の標識が侵害行為とされた医薬品の利益に与える寄与率を合理的に判断すべきである。 侵害行為とされた者が、権利者の出資者であり、かつ同一業界の事業者である場合において、出資関係を解消した後、同一商品に関し権利者の商標と類似する標識を出願登録して使用し、行政判決にて当該商標が無効とされるべき旨が認定された後もなお侵害行為を停止せず、かつ、係る医薬品が危険性の高い薬物であって混同を生じやすいものであり、当該侵害行為が人の生命・健康を害するおそれがあるときは、これは商標法に定める「商標専用権を悪意で侵害し、情状が重い」場合に該当し、法律に従い懲罰的損害賠償を適用することができる。
	商標権	商标连续三年不使用撤销案件中核定使用商品的认定	(2024) 最高法行再51号		本田技研工業（中国）投資有限公司	実際に使用されている商品が「類似商品及びサービス区分表」に記載される規範的な商品名称に該当しない場合であっても、当該商標の査定使用商品と本質的に同一の商品であるか、あるいは実際に使用される商品が査定使用商品の下位概念に属する場合には、これが査定使用商品に対する使用を構成すると認定することができる。

掲載元	分野	案件名	案件番号	重複有無	会社名	要旨
全国裁判所 知的財産権事件の 法律適用問題に関する 年次報告（2024年） 要旨	著作権 不正競争	生成式人工知能サービス提供者の侵权责任認定：上海某文化发展有限公司诉杭州某智能科技有限公司著作权侵权及不正当竞争纠纷案	一审 (2024) 浙0192民初1587号 二审 (2024) 浙01民终10332号		北京天達共和法律事務所	<p>係争AIプラットフォームが係争作品を提供するオンライン閲覧、ダウンロード、共有等サービスは、公衆を個人が選択した時間と場所で閲覧、アプリ等方式で係争作品を入手させることができ、該係争コンテンツが合法授權されたことを証明する証拠がない中で、上海文化の係争作品について享有する情報ネットワーク伝播権を侵害する。</p> <p>杭州智能（被告）は、生成AIサービスの提供者として、ユーザーが自社のオンラインサービスを通じて係争作品の情報ネットワーク伝播権を侵害していることを知るべきであったが、必要な措置を講じず、合理的な注意義務を尽くさず、主観的過失があり、上海文化（原告）の情報ネットワーク伝播権の幫助侵害行為になると認定しなければならない。</p>
最高人民法院 知的財産権法廷 設立5周年 10大影響案件	発明特許	涉“中药发药机”发明专利确权案：四川新某药业公司与国家知识产权局、广东一某制药公司发明专利权无效行政纠纷	(2021) 最高法知行终93号行政判决书		東麗纖維研究所（中国）有限公司	<ul style="list-style-type: none"> ・特許権確定の行政訴訟は、当事者が特許権確定に関わる行政決定に不服することに対して設けられた司法救済手続である。自分の主張を証明するために、当事者は訴訟段階で行政手続で提供しなかった新たな証拠を提出する可能性がある。特許出願人、特許権者はこの段階で特許出願が拒絶されるべきではないことや、特許権が有効に維持されるべきであることを証明するため証拠を提出した場合、特許出願人または特許権者にとって、他の救済ルートまたは救済措置がないため、人民法院は一般的にその新に提出した証拠を審査しなければならない。 ・現有技術の境界を正確に区分することは、必ずしも特許権の保護範囲を不当に限縮するものではない。それゆえ、創造性を判断する場合、現有技術と本特許発明の目的が同一か否か、技術啓示を提示しているか否かを考慮する必要がある。
最高人民法院 知的財産権法廷 設立5周年 100の典型判例	発明特許	涉“WAPI”通信方法发明专利侵权案：西安某无线网络通信公司与某电脑贸易（上海）公司、西安市某电器有限公司侵害发明专利权纠纷	(2022) 最高法知民终817号民事判决书		理光（中国）投資有限公司	<p><侵害性判断の視点> 複数の主体が各ステップを実行する方法クレームのみ有する特許権について、当該複数の主体の一つに相当する装置が、当該各ステップのうちの一部のみ実行する実施態様が、当該特許権の侵害が該当するか否か、当該装置の製造者が特許権侵害の責任を追うべきか否かを判断するための新たな基準が「（2019）最高法知民終147号」の判決で示されている。本件では、その新たな基準がさらにアップデートされ、構成が複雑な特許権・実施態様を対象とした侵害性判断の重要な参考になる裁判例である。</p>
	独占禁止法	“无励磁开关”横向垄断协议案：上海华某电力设备制造公司与武汉泰某变压器开关公司垄断协议纠纷	(2021) 最高法知民终1298号民事判决书		上海君瀾法律事務所	<ul style="list-style-type: none"> ①形式的な適法性は本質的な違法性を覆い隠せない ②知財権の保護範囲は独占的行為の行使にまで拡大してならない
	発明特許	“光源装置”发明专利确权案：深圳某科技公司与国家知识产权局、日本某计算机株式会社发明专利权无效行政纠纷	(2020) 最高法知行终155号行政判决书		北京鴻元知識産権代理有限公司	<p>進歩性の判断において、緊密に連携し、互いに依存し、協働作用を有し、共に同一技術課題を解決し、関連する技術効果を奏する技術的特徴については、全体として考慮すべきであって、単純に切り離して評価してはならない。</p>
	発明特許	“无创肝病诊断仪”发明专利侵权案：法国某公司与无锡某医学技术公司、某医院侵害发明专利权纠纷	(2019) 最高法知民终21号民事判决书		オムロン（中国）有限公司上海分公司	<ul style="list-style-type: none"> ・特許請求の範囲の解釈について 特許請求の範囲は、発明の技術的範囲を明確に定義する役割を担い、必要な技術的特徴を包括的かつ簡潔に記載する必要があります。解釈にあたっては、明細書や図面、関連する特許請求の範囲、分割出願の関係にある他の特許など、内部資料を基にし、当該技術分野の通常の技術者の観点から行います。 ・同一及び均等の技術的特徴の判断 被疑侵害技術が全ての技術的特徴と同一または均等である場合は侵害とみなされ、一つ以上の技術的特徴が欠如している、または異なる場合は侵害とは認められません。

掲載元	分野	案件名	案件番号	重複有無	会社名	要旨
最高人民法院 知的財産権法廷 設立5周年 100の典型判例	発明特許	“偶氮染料”发明专利侵权案：瑞士某公司与浙江某集团公司等侵害发明专利权纠纷	(2022) 最高法知民终111号民事判决书		北京銀龍知識產權代理有限公司	<ol style="list-style-type: none"> 中国裁判所が涉外特許侵害事件の中で懲罰的賠償の加重情状として「重複侵害」と「立証妨害」を明確にし、悪意のある侵害行為に対して「嚴重に懲罰する」司法動向を伝えた。 国内の権利者でも国外の権利者でも、法に基づいて平等に保護することを明らかにした。
2024年 専利再審・無効審判 10大案件	発明特許	“用于操纵用户界面元件的装置、方法和计算机可读存储介质”发明专利权无效宣告请求案	無効宣告請求審決（第568592号）		上海專利商標事務所有限公司	<p>技術分野に通常の意味を有しない造語に対する理解については、クレーム自体の限定に基づくとともに、その造語を含む技術方案が解決しようとする技術的課題及び生じる技術的效果についての明細書の記載を組み合わせ、客観的にその意味を確定しなければならない。</p> <p>クレームを解釈するにあたっては、まず明細書及び図面、特許審査の経緯などの内部証拠に基づいて解釈すべきである。侵害訴訟手続きにおいて当事者が提出した侵害鑑定意見書のクレームに関する解釈は、一般的に確定的なものではなく、参考としての役割を果たすに過ぎない。</p> <p>ヒューマンコンピュータインタラクションにおいて、バックエンド処理は、フロントエンドの入力操作と出力結果との間の橋渡しとなるものであり、通常、ユーザーからは不可視である。バックエンド処理が明示的に開示されていない場合、当業者の立場に立ち、ソフトウェアインタラクションの実行によって提示される様々な技術的特徴を客観的に考慮し、ユーザーの入力操作および得られる出力結果に基づいて、そのバックエンド処理の方式を直接的に、かつ曖昧さなく確定できるか否かを判断すべきである。バックエンド関連の技術的特徴は、ヒューマンコンピュータインタラクションのフロントエンドの特徴と一体として総合的に考量されなければならない。</p>

②特定テーマ研究 <テーマ一覧>

	テーマ	リーダー	参加企業(順不同)
1	パラメータ発明の在り方に関する事例研究	永新專利商標代理有限公司	永新專利商標代理有限公司 三菱電機(中国)有限公司 力森諾科(中国)投資有限公司 村田(中国)投資有限公司 林達劉グループ 北京三友知識産権代理有限公司 北京路浩国際特許事務所 ジェトロ北京事務所 計8社(8名)

②特定テーマ研究 <研究結果>

テーマ	パラメータ発明の在り方に関する事例研究
活動の狙い	<p>近年、パラメータ発明が大量に出願されている。パラメータ発明には賛否両論がある。権利者をより強く保護しようとする一方、現行特許制度の構造的問題を露見させる側面がある。現に特許庁と裁判所の判断が分かれる場面も多く見られる。</p> <p>パラメータ発明の解釈とその対処方法は、権利化から権利行使までの全てのシーンにおいて関門となる。本テーマでは、重要審決・判決を研究して、特許庁および司法の趨勢を把握し、要件論からその境界線を引きたい。</p>
活動内容	<p>①各参加者が重要と思う審決・判決を選択し、それらについて判例評釈を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 重要止血・判決と従来裁判例と比較し、現在の判決の位置付け、要件論の境界線・射程を検討 無効論(明確性要件;実施可能要件・サポート要件・必須的構成要件;新規性・優先権・新規事項の追加;進歩性)、侵害論(クレーム解釈・均等論;抗弁(例:先使用権など))を検討 <p>②パラメータ発明に対するCNIPAの最新審査動向を研究</p>
活動まとめ	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 条件付きパラメータや、変数が多い関係式、検索式にできない「新規」な非定型パラメータが問題視されている。CNIPAでは、2025年の重点任務である専利出願の質向上を目指し、パラメータ特許を取り上げてパラメータ特許の審査の方針を練り上げる「マドリング・スルー」をしている模様。 ➤ 引用文献を用いた要件論(新規性・進歩性)による単線的な処理がだんだん許されなくなっている。審査指南における「例外条項」(物の発明は、デフォルトとして、構造的特徴によって記述べき。例外として、パラメータが認められる。)を厳格に運用していく傾向が見受けられ、記載要件が頻繁に利用されていくと推察できる。 ➤ 無効審判・侵害訴訟に備えるには、技術分野毎に問題点・留意点が異なる。例えば、機械分野では、非破壊検査;化学分野では、サンプルの均一性;等。非権利者が公然実施する物との比較検証に備えたパラメータ設計が必要。

次年度も多くのご参加をお待ちしております。

引き続き、活発な議論を通して、中国における紛争・訴訟への理解を共に深めることができることを期待しております。

2025年度 専門委員会 模倣品対策委員会



【年間報告】

2026年3月13日
委員長 田中 佑弥

(三菱電機(中国)有限公司)

参加企業一覽 (37社/58名)

(順不同、敬称略)

No.	企業名(中/英)	
1	三菱电机	Mitsubishi Electric
2	日立	Hitachi
3	阿尔卑斯阿尔派	Alps Alpine
4	佳能	CANON
5	富士胶片商业创新	FUJIFILM BI
6	东芝	TOSHIBA
7	东陶	TOTO
8	丰田	TOYOTA
9	雅马哈发动机	YAMAHA
10	本田技研工业	HONDA
11	爱普生	EPSON
12	松下电器	Panasonic
13	日东电工	Nitto
14	尤尼克斯	YONEX
15	泰尔茂	Terumo
16	資生堂	SHISEIDO
17	卡西欧	CASIO
18	艾杰旭	AGC
19	欧姆龙	Omron

No.	企業名(中/英)	
20	いすゞ自動車	ISUZU(JP)
21	五十鈴	ISUZU(CN)
22	尼康	Nikon
23	恩梯恩	NTN
24	京瓷	KYOCERA
25	三丽鸥	Sanrio
26	KYB	KYB
27	富士电机	Fuji Electric
28	安川电机	Yasukawa Electric
29	威可楷	YKK
30	钟化	Kaneka
31	电装	DENSO
32	村田	Murata
33	索尼	Sony
34	贝亲	Pigeon
35	上海嘉趣实业发展	MASH
36	宝可梦	pokemon
37	无印良品	MUJI

■活動目的

委員会全体の模倣品対策活動のレベル向上

■基本的な考え方

①模倣品対策活動は、参加企業間で競合関係とならない領域

⇒各社知見を共有し相互にレベル向上を図ることで、日本企業全体として模倣業者への対策網を構築する

②各社の模倣品対策担当者との面識作りの場を提供する

⇒委員会活動や対面での議論を通じて、担当者同士のつながりを作る場を提供する

③個社で解決できない課題は、組織(IPG、JETRO含む)の力を活用して解決を図っていく

⇒模倣品対策委員会は35社が参加(4月時点)しており、規模の大きい組織となっている

可能な限り相互に情報交換を行い、参加者自身・参加企業全体の能力向上を図る

→ 各自の能力が向上すれば模倣品対策の効果も向上し、各社にも利益がある

(各社が当たり前と考えている活動内容も、他社から見ると重要な情報かもしれない)

■活動概要

定例会合

① 模倣品対策に関する情報共有

- ・模倣品対策取組状況の調査
- ・EC平台侵害処理規則集の作成
- ・委員会企業、JETRO事務局による事例・課題共有(会合内テーマ議論)

外部交流

② 外部機関との交流

- ・ECPFとの交流&意見交換
- ・外資企業との交流&意見交換

■ 模倣品対策に関する情報共有

定例会合

< 模倣品対策取組状況の調査 >

- ・委員会参加企業を対象に模倣品対策取組状況に関するアンケートを実施。アンケート結果は集計データとして整理し、委員会内で共有。結果をもとに交流機関や議論テーマなど委員会の活動方針を決定

(目的) 日系他社の取組状況を把握し、自社の模倣品対策状況の位置付けを確認する。自社模倣品対策活動の方針策定の参考資料として活用する。

アンケートフォーム(一部)

25年度模倣品対策取組状況調査アンケート

回答企業名:

【1. 各社模倣品対策状況について】
①模倣品の多い商品分野について

②オンライン対策について
問1: 下記EC・SNSについて、適数選択可。

- Taobao 淘宝
- T-Mall 天猫
- Alibaba (国際)
- 1688 (国内)
- JD 京东
- PDD 拼多多
- Douyin 抖音
- Wechat 微信
- REDBOOK 小红书
- Kuaishou 快手

- ・EC対策実施状況について
- ・行政/刑事摘発実施状況について
- ・摘発後の措置について
- ・税関対応について 等

集計



アンケート結果(一部)

各社模倣品対策状況について (オンライン)				
1.1 主要ECPF対策実施率 (企業タイプ別)				
ECPF内訳	BtoB向け (9社)	BtoC向け(15社)	BtoB/C向け(10社)	全体(34社)
Taobao	77.8% (7)	100.0% (15)	90.0% (9)	91.2% (31)
T-Mall	55.6% (5)	66.7% (10)	80.0% (8)	67.6% (23)
Alibaba	33.3% (3)	53.3% (8)	60.0% (6)	50.0% (17)
1688	44.4% (4)	66.7% (10)	70.0% (7)	61.8% (21)
JD	33.3% (3)	73.3% (11)	70.0% (7)	61.8% (21)
PDD	33.3% (3)	73.3% (11)	70.0% (7)	61.8% (21)
Douyin	33.3% (3)	60.0% (9)	40.0% (4)	47.1% (16)
Wechat	0.0% (0)	40.0% (6)	20.0% (2)	23.5% (8)
REDBOOK	0.0% (0)	26.7% (4)	20.0% (2)	17.6% (6)
Kuaishou	0.0% (0)	20.0% (3)	10.0% (1)	11.8% (4)
その他※	11.1% (1)	26.7% (4)	20.0% (2)	20.6% (7)

※Amazon ※Bilibili, 美团, 闲鱼, SHEIN ※Aliexpress, 闲鱼

■ 模倣品対策に関する情報共有

定例会合

< ECプラットフォーム侵害処理規則集の作成 >

- ・対象ECごとに最新の侵害処理規則(申立必要資料、申立要件、処罰内容等)をまとめ体系化
※対象EC: Taobao、京東、拼多多、抖音
- ・ECプラットフォーム侵害処理規則集として委員会内で共有(日文・中文)

(背景)中国ECサイトは定期的にルール変更がなされており、個社で複数のECサイトの最新状況をウォッチし続けることは負荷が大きい。
→委員会の人的リソースを活用し、手分けして調査・整理することで省力化を図る。個社ではケアできていなかったECの最新規則を把握することで、各社施策の検討材料とする



侵害処理規則集(一部)

侵害処理規則集(一部)	侵害処理規則集(一部)	侵害処理規則集(一部)
<p>侵害処理規則集(一部)</p> <p>侵害処理規則集(一部)</p> <p>侵害処理規則集(一部)</p>	<p>侵害処理規則集(一部)</p> <p>侵害処理規則集(一部)</p> <p>侵害処理規則集(一部)</p>	<p>侵害処理規則集(一部)</p> <p>侵害処理規則集(一部)</p> <p>侵害処理規則集(一部)</p>

■外部機関との交流(全体概要)

外部交流

< 各ECプラットフォーム等との交流テーマ数 >

質問・要望事項を事前募集
会合内で交流テーマを議論・選定

**中国IPG
模倣品対策委員会**



【25年度】
計6回の交流会を実施
(ECPF:3 企業・団体:3)

各交流により得られた知見は
議事録化→委員会内で共有

■外部機関との交流(EC平台・外資企業)

外部交流

< 京東集団との意見交流会 >

開催日 : 8/12 @ 京東本社 (北京)
京東側 : 6名 (安全調査部高級総監ほか)
委員会 : 31名 (23社+運営事務局)
言語 : 中国語・日本語 (逐次通訳)
交流テーマ: 京東レクチャー、意見交流

< PHILIPS社との意見交流会 >

開催日 : 1/13 @ JETRO上海
PHILIPS側 : 1名
IIPPF : 16名 (11社+運営事務局)
委員会 : 40名 (30社+運営事務局)
言語 : 中国語 (通訳無し)
交流テーマ : PHILIPS社活動紹介、意見交流



■ 25年度活動まとめ

< 模倣品対策に関する情報共有 >

活動	成果概要
各社模倣品対策取組状況の調査	委員会参加企業の模倣品対策取組状況をデータ集計、委員会内で共有
ECプラットフォーム侵害処理規則集の作成	主要4ECサイトの侵害処理規則集の作成・共有(日・中) 対象EC: Taobao、京東、拼多多、抖音
会合内テーマ議論	会合での委員会企業の課題・事例共有(Ex. 外地公安活用規制の影響について、模倣業者からの賠償金回収方法について等)

< 外部機関との交流 >

外部機関	成果概要
ECPF(3社)	京東(9テーマ+)、Amazon(意見交換)、DHgate(9テーマ+)
外資企業(2社)	NEW BALANCE(意見交換)、PHILIPS(9テーマ+)
企業団体(1団体)	IIPPF(意見交換)→次年度以降も交流・連携を継続していく予定

謝謝！

次年度も参加企業および委員会全体の模倣品対策レベル向上を
目指し、活動を強化・継続して参ります。

2025年度 専門委員会 特許流通委員会



2026年3月13日

特許流通委員会 委員長

重田 京助

(三菱重工業 (中国) 有限公司)

2025年度 特許流通委員会

【活動背景】

中国では、一般的に他国と比べて売買等による特許流通が盛んであると知られているため、特許流通の有識者との交流や意見交換の機会を通じて、譲渡やライセンスの考え方を整理し、本委員会メンバーが譲渡やライセンスを検討する際の参考にする。

【2025年度委員会メンバー】 22団体（正会員11、準会員11）、28名（塗りつぶし：2025年度からの新規参加）

No.	会員名（正会員）	No.	会員名（準会員）
1	三菱重工業（中国）有限公司	12	JETRO香港
2	旭化成（中国）投資有限公司	13	昱路（上海）知識産権服務有限公司
3	日鉄軟件（上海）有限公司	14	北京三友知識産権代理有限公司
4	日電（中国）有限公司	15	紫藤知識産権集團(深圳)有限公司
5	富士電機北京事務所	16	IP FORWARD法律特許事務所
6	三菱電機（中国）有限公司	17	上海專利商標事務所有限公司
7	安川電機（中国）有限公司	18	北京隆安法律事務所
8	(株)レゾナック	19	永新專利商標代理有限公司
9	艾杰旭（中国）投資有限公司	20	林達劉グループ
10	オムロン（中国）有限公司上海分公司	21	北京天達共和法律事務所
11	電装（中国）投資有限公司上海技術中心	22	北京鴻元知識産権代理有限公司

【2025年度の調査テーマ・調査内容】

第1回会合 4/9：メンバー自己紹介、昨年度の委員会活動紹介、調査テーマのアンケート

第2回会合 5/14：アンケート結果の共有

第3回会合 6/11：調査テーマ決め、調査テーマに関する質問事項の整理

調査テーマ	質問事項
1. 特許流通プロセス	<ul style="list-style-type: none">・価値評価（質問9）・買い手・売り手の探し方（質問11）←委員会で関心が高い・マッチング（質問3）・契約（質問2）・その他（質問9）
2. 特許流通政策・大学の取り組み	<ul style="list-style-type: none">・専利開放許諾制度（質問4）・大学の取り組み（質問5）←委員会で関心が高い・その他（質問3）

【活動成果のイメージ】

①有識者から提供された説明資料、会合議事録の共有

②有識者へのヒアリングや説明資料を基に、調査テーマ1、2の質問事項に対する回答をエクセルに整理

2025年度 特許流通委員会

【有識者へのヒアリング、活動纏め】

- ・ヒアリング先訪問、ジェトロ事務所様からの参加、オンライン参加
- ・ヒアリング先の有識者に調査テーマ1, 2に関する内容をヒアリング、意見交換

第4回会合 7/9	第8回会合 11/12
ヒアリング先：浙江大学様（北京林達劉様ご協力）	ヒアリング先：IP FORWARD法律特許事務所様
内容：浙江大学様の特許流通の取り組み	内容：①取引する際の法律上の留意点、②中国特許流通市場の傾向
第5回会合 8/13	第9回会合 12/10
ヒアリング先：Haier様（北京鴻元様ご協力）	ヒアリング先：上海必利专利评估技术有限公司様（上海専利様ご協力）
内容：Haier様の特許流通の取り組み	内容：知財の資産評価
第6回会合 9/10	第10回会合 1/14
中間活動纏め	ヒアリング先：海康威視社様（北京鴻元様ご協力）
内容：活動振り返り、事例紹介（日鉄軟件様、オムロン様、電装様）	内容：海康威視社様の特許流通の取り組み
第7回会合 10/23	第11回会合 2/11
ヒアリング先：北京三友知識産権代理有限公司様	2025年度活動纏め
内容：特許流通プロセス	内容：活動振り返り、事例紹介（旭化成様、艾杰旭様、ジェトロ広州様）

【2025年度の積み残し、課題】

有識者へのヒアリング・意見交換を通じて、①どのような仲介形式・仲介業者を通して売却を行うか、②どのようにして潜在購入者やライセンス先を探すか、③仲介・交易所などの具体的な手続き等の知見を得られたが、実務面で具体的に掘り下げた検討ができていない。

【2026年度の活動】

- (1) 特許流通を積極的に行う中国の企業や大学の有識者へのヒアリング・意見交換を行う。
ヒアリング・意見交換先を中国の企業や大学の有識者に絞り、①実務面で特許流通や知財価値評価がどのように行われているか、②譲渡やライセンスをする上でどのようなことを事前に準備し、留意すべきか等を詳しく調査する。
- (2) 本委員会メンバーの困り事や成功・失敗事例の情報交換を行う。
- (3) 2026年度は偶数月の隔月開催とし、今まで以上にメリハリのある活動を行う。

2026年度も引き続き活動します。

課題を持って主体的に取り組み、日中間の譲渡やライセンスに興味のある方のご参加をお待ちしています！

2025年度 WG

自動車・自動車部品WG



2026年3月13日

自動車・自動車部品WG リーダー
高橋良明
(本田技研工業(中国)投資有限公司)

1. WGの概要

(1) 目的

・お客様の安全に影響を与える可能性がある模倣自動車部品の流通・販売を減らす取り組みを共同で行う

(2) 概要

・自動車メーカー3社、自動車部品メーカー4社、1団体が参加

TOYOTA

MAZDA

HONDA

AGC

KYB

DENSO

 **NIPPON STEEL**

jama
Japan Automobile Manufacturers Association

2. テーマ

【テーマ設定の考え方】

- 模倣自動車部品を使用した場合、お客様の安全に影響を与える可能性がある
⇒ 模倣自動車部品の流通・販売を減らす取り組みを行う
- その中でも、個社活動だけでは難しい、『当局/模倣業者/消費者への働きかけ』による活動を重点的に行う

【活動テーマ一覧】

No.	テーマ名	担当
1	広州モーターショーでの消費者啓発活動	KYB ホンダ
2	SNSを活用した共同啓発活動 (対当局、対消費者)	マツダ AGC デンソー
3	当局と連携した模倣品啓発イベント開催	トヨタ ホンダ

3. 今年度の活動内容及び一年間の成果

No.	テーマ名	今年度の活動内容	一年間の成果
1	広州モーターショーでの消費者啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> ・広州モーターショー(25/11/21-30)に出展 ・来展者へ模倣品意識アンケート調査を実施 ・当局来展者へ活動紹介と今後の協力依頼実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・多くの消費者への啓蒙活動実践 ・模倣品意識の現況把握 ・当局へ活動周知と協力維持
2	SNSを活用した共同啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> ・昨年度に引続き、Weiboによる情報発信を実施 ・発信計画に従って、IPG・当WG会合の様子、一部WGメンバーの個社知財保護啓発活動、模倣品摘発案件、祝日あいさつ等の内容を発信 	<ul style="list-style-type: none"> ・Weibo情報発信による、多くの消費者への啓蒙活動実践 ・祝日あいさつ、メンバー企業アカウント発信の知財記事のリツイートも発信し、閲覧数増加に寄与
3	当局と連携した模倣品啓発イベント開催	<ul style="list-style-type: none"> ・4/30北京市市場监督管理局と共同した摘発活動を実施 ・摘発イベントはニュースでも取り上げられ、模倣品の没収と不正看板の撤去も実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・北京市MSAと共同した摘発活動の実施 ・ニュースでの模倣品摘発活動PR

3. 今年度の活動内容および一年間の成果

① 広州モーターショーでの消費者啓発活動

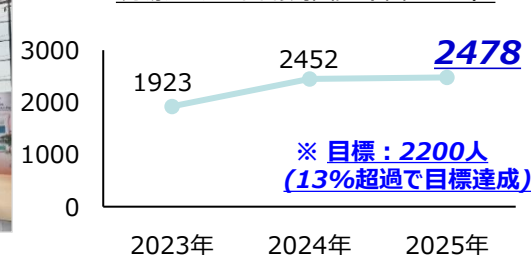
【目的】 自動車業界で連携して模倣品不買意識の向上を目指す

【概要】

- ・ 実施期間：2025/11/21（金）～11/30（日）
- ・ 参加協会：JETRO、JAMA
- ・ 出展企業：Honda、Toyota、Mazda、KYB、Denso
- ・ 実施場所：ホール3.2の入口テラス部分
- ・ 来場者数：約5,000人
※来場者の半分向けにアンケート調査実施)



現場アンケート者数推移（単位：人）



【実施内容】

① 真偽部品実物展示	② 模倣品危険性ビデオ放映	③ 知財チラシ配布
<p>エアバック、オイルフィルター模倣品危険性、判別方法説明</p>  	<p>ライト、ブレーキパッド、ガラス、エアバック模倣品危険性説明</p>    	<p>ブレーキパッド、エアバック、ガラス模倣品危険性、摘発事例</p>  

3. 今年度の活動内容および一年間の成果

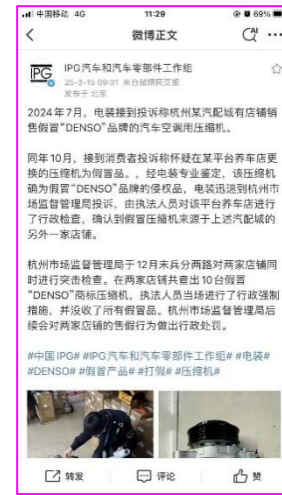
② SNSを活用した共同啓発活動(発信内容抜粋)



メンバー、会合
紹介

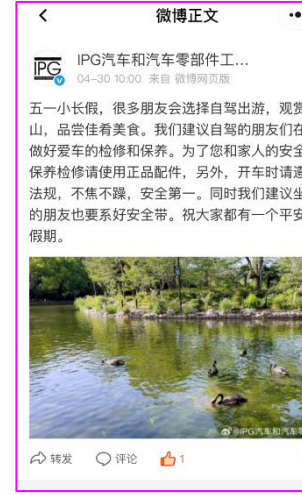
摘発・啓発紹介

Weiboアカウントのフォロー
はこちらからお願いします



メンバー企業
記事リツイート

祝日あいさつ



3. 今年度の活動内容および一年間の成果

③当局と連携した模倣品啓発イベント開催

摘発場所	執行機関	模倣品没収	不正看板撤去	押収物品	押収数量
五方天雅汽配城	北京市MSA	5社	4社	ブレーキパッド、オイル、フィルター等	1378

※ 当日のニュースリンク： <https://item.btime.com/200a5op9c2dj6gl466cipim9qme>

摘発実施



不正看板撤去



是非、自動車・自動車部品WGのWeiboフォロワーになって、私たちの活動を見てください！！

①QRコードを
スキャンする



②微博内打开を
押してアプリを開く



③継続を押して
アプリを開く



④+关注を押して
フォロワーになる



⑤已关注に
なった確認をする



**来年度も模倣自動車部品の撲滅を目指し、
活動を強化・継続して参ります**

2025年度 中国IPG農薬WG活動報告



2026年3月13日

農薬WG活動歴

- ・ 1990年代後半～2000年代前半
CPAC (Crop Protection Association China) メンバーとして模倣品取締り
- ・ 2006年 ※JCPA (Japan Crop Protection Association = 日本農薬工業会) 上海メンバーとして活動
- ・ 2007年度以降 中国IPG農薬WGとして活動

※現在はCLJ (クロップライフジャパン)

農薬WGメンバー (8社)

- 石原 (上海) 化学品有限公司
- 組合化学貿易 (上海)
- 住友化学(上海)有限公司
- 日産化学制品 (上海)有限公司
- 日曹達貿易(上海)有限公司
- 日农 (上海) 商貿有限公司
- 三井化学株式会社北京事務所
- 史迪士 (上海) 化学制品有限公司

1. 活動テーマ / 模倣品防止対策

2. 活動内容 /

- ① 農薬展示会に出展、啓発活動
- ② 農業農村部執行部隊を対象とした真贋セミナー開催
- ③ 農薬検定所や農業団体との情報交換・交流会
- ④ その他、農業イベントへの参加

① 眞贋セミナー

- ・2026年上期

② 啓発活動

- ・農薬展示会（双交会）参加
- ・2026年下期（2026年11月に杭州予定）

③ 日中技術交流会

- ・農業農村部、農薬検定所、農薬発展応用協会、CLCとのミーティングなど
（開催可否、時期未定）

① 真贋セミナー

- ・2025年5月27日、山東沾化にて開催
- ・中国農薬発展と応用協会主催、山東濱州市農業農村局、沾化区農業農村局の所属下部組織が参加
- ・中国IPG農薬WGの参加8社真贋識別の農薬実物を展示、実例及び識別方法をそれぞれ10分間説明

② 啓発活動

- ・農薬展示会（双交会）参加。
- ・2025年11月20日～22日。江西省南昌で開催。

③ 日中技術交流会

- ・2025年11月予定だったが、諸事情によりキャンセル。
- ・次回の開催は未定だが、再開を模索中。

2025年度TF 知財政策動向TF



2026年3月20日

知財政策動向TF リーダー

浅野 弘揮

(日鉄商務諮詢(上海)北京分公司(中国日本製鉄(北京駐在)))

2025年度 参加企業・団体等【順不同、50(社・団体)】

日鉄商務諮詢(上海)北京分公司(日本製鉄北京)	ジエトロ香港事務所	日電(中国)有限公司
尤尼克斯(上海)体育用品有限公司	大金(中国)投資有限公司	威可楷(中国)投資有限公司
オムロン(中国)有限公司上海分公司	本田技研工業(中国)投資有限公司	鐘化企業管理(上海)有限公司
電装(中国)投資有限公司	東芝(中国)有限公司	东陶(中国)有限公司
尼得科(上海)管理有限公司大连分公司	恩梯恩(中国)投資有限公司	村田(中国)投資有限公司
東麗先端材料研究開発(中国)有限公司	積水化学工業株式会社	HUMAN MADE株式会社
富士通(中国)有限公司	日鉄軟件(上海)有限公司	艾杰旭(中国)投資有限公司
北京銀龍知識產權代理有限公司	北京鴻元知識產權代理有限公司	柳沈律師事務所
永新專利商標代理有限公司	北京隆安法律事務所	北京銘碩特許法律事務所
HAOIP LAW FIRM	Beijing East IP Ltd.	北京天達共和法律事務所
林達劉グループ	北京万慧達知識產權代理有限公司	北京三友知識產權代理有限公司
观永律師事務所	泰和泰(深セン)法律事務所	IP FORWARD法律特許事務所
日本西村朝日律師事務所駐上海代表処	TMI綜合法律事務所	NGB株式会社
森・濱田松本法律事務所外国法共同事業	昱路(上海)知識產權服務有限会社	SEIRYUコンサルティング株式会社
上海專利商標事務所有限公司	上海君瀾法律事務所	上海駿麒知識產權服務有限公司
上海光華特許事務所	深圳紫藤智慧財產權代理有限公司	
(本TF事務局①)ジエトロ北京事務所	(本TF事務局②)ジエトロ上海事務所	(本TF事務局③)ジエトロ広州事務所

テーマ・活動方針・内容

リーダー:日本製鉄(浅野)、副リーダー:JETRO香港(島田→南川)

☆ **中国現地に居なければできないことをやりましょう！！** ☆ **個社・個所だけではできないことをやりましょう！！**

- ◆ 個社・個所でフォローするのは非効率、中国IPGの場を活用。
- ◆ 個社・個所 単独では実現が難しい「有識者ヒアリング」を複数回設定。
- ◆ 正会員・準会員が一体となった自由で有意義な交流
- ◆ 自社・自所ビジネスに有利な知財戦略の立案・実行に繋がられることを期待。

【2025年度活動内容】

- (1) **「有識者との勉強会」**を年3回開催
TFメンバー限りという条件のもとで、有識者から「生の情報(ネット検索では得られない最新情報等)」を学習しましょう！！
- (2) **正会員・準会員が一体となった自由で有意義な交流**(個人単位)
島田レクチャー(JETROレポート)、TFメンバー弁護士レクチャー、外部セミナー(SPEEDA)とのコラボなどの特別企画を通じた積極的な情報交換・意見交換！！
- (3)「**深掘り調査レポート作成**」(外部委託)→外部委託は予算の関係で**2023年～今年度2025年度も中止**
年度の早いタイミングでテーマを選定し、調査・分析内容を十分に検討・精査して発注する。(内容を絞り込めなければ発注しない、)

2025年度 年間スケジュール(知財政策動向TF)

- 第1回：5/16 (金)15:00-17:00 **キックオフ、太田部長・島田部長レクチャー(JETROレポート紹介)**
- 第2回：7/18 (金)15:00-17:00 **第1回勉強会** (江蘇大学知的財産権学院院長 **唐恒先生** 他) 完
- 第3回：9/19 (金)15:00-17:00 **TFメンバー-弁護士レクチャー** (TMI総合法律事務所 **三代川弁護士**) 完
- 第4回：11/21(金)15:00-17:00 **第2回勉強会** (浙江大学光华法学院教授 **張偉君先生**) 完
- ~~第5回：1/16 (金)15:00-17:00 **第3回勉強会** (アモイ(廈門)市知的財産権協会) → **次年度に延期**~~
- 第6回：3/20 (金)15:00-17:00 **「SPEEDA コラボセミナー」意見交換会・勉強会** [上海現場会場] 完

原則、本TFは奇数月の開催ですが、
有識者等のご都合により、偶数月の開催に変更する場合があります。
また、上記定期会合に加え、不定期の会合・ヒアリング等が発生する可能性有。

* なお、有識者候補の選定に時間を要する場合は、都度内容を入れ替える場合有り。

1. 内容(第1回会合)

- ・日時：5/16(金) 15:00-17:00
- ・場所：北京(ジエトロ会議室)・上海(ジエトロ会議室)+TEAMS
- ・内容：①TF進め方説明 [約15分]
②レクチャー [約100分]

「中国の知財財産概況(2025.5)JETRO北京・香港」(別紙資料[事前送付])

講師：JETRO北京/太田部長、JETRO香港/島田部長

- ・懇親会：北京・上海 それぞれで開催
北京会場(浅野幹事)、上海会場(島田幹事)

2. 次回会合のご案内と次回までの実施事項

別途、メールでご連絡

1. 内容(第2回会合)第1回勉強会

- ・日時 : **7/18(金)** 15:00-17:00
- ・場所 : **[現場会場]三友(蘇州*)**+北京(ジエイト会議室)+ 上海(ジエイト会議室) + **TEAMS**
*北京三友知識産権代理有限公司蘇州支社 (蘇州高新区科技城錦峰路158号101Park G5棟)
- ・内容 : **「中国における知財活用に関する交流会@蘇州」(意見交換会・勉強会)**
 - (1) **華為(ファーウェイ)科技有限公司 アジア太平洋地域知的財産責任者 閔新様** プレゼン(約30分)
 - (2) **江蘇大学知的財産権学院院長 唐恒先生** プレゼン(約30分)
 - (3) **北京三友知的財産権活用部部長 韓中領様** プレゼン(約30分)
 - (4)意見交換(約30分)
- ・懇親会 : 蘇州現場会場で開催 (会合終了後 お店に移動)

2. 次回会合のご案内と次回までの実施事項

別途、メールでご連絡

1. 内容(第3回会合) TFメンバー-弁護士レクチャー

- ・日時：9/19(金) 15:00-17:00
- ・場所：北京(ジエイトゥ会議室)+ **[現場会場]**上海(ジエイトゥ会議室) + TEAMS
- ・内容：TFメンバー-弁護士レクチャー (TMI総合法律事務所 **三代川弁護士**)
「中国におけるAIと著作権に関する考え方と法的リスク対応」
- ・懇親会：(北京)・上海会場で開催予定 (会合終了後 お店に移動)
なお、**[現場会場]**上海では、**「本TF副リーダー/島田さんの送別会」**を開催

2. 次回会合のご案内と次回までの実施事項

別途、メールでご連絡

1. 内容(第4回会合)第2回有識者勉強会

- ・日時：11/21(金) 15:00-17:00
- ・場所：北京(シエトロ会議室)+ **[現場会場]上海(万慧達知識産権/上海支所*)** + TEAMS
*上海市徐匯区雲錦路555号源点ビル1号棟2101-2102室

- ・内容：浙江大学光華法学院教授 **張偉君先生**

「『反不正競争法』混同防止条項の改正と関連事例」

浙江大学光華法学院教授；上海法院特聘教授；北京市人民檢察院聽証員；
寧波市人民法院知的財産司法保護政治協商會議委員會シンクタンク専門家；
泉州市中級人民法院知的財産専門家諮問委員會委員

- ・懇親会：上海会場**[現場会場]**で開催予定 (会合終了後 移動)

2. 次回会合のご案内と次回までの実施事項

別途、メールでご連絡

1. 内容(第6回会合)

- ・日時：3/20(金) 15:00-17:00
- ・場所：北京(ジエト会議室)+ **[現場会場]**上海(ジエト会議室) + TEAMS
- ・内容：SPEEDA コラボセミナー意見交換会・勉強会
**「2026年全人代政策シグナルと『十五五計画』解説
—中国経済は質の優先段階へ、日系企業はどう動くか」**
(全人代での計画案審議・決定の内容も踏まえ、最新状況を共有)
- ・懇親会：上海会場**[現場会場]**で開催予定 (会合終了後 移動)

2. 次回会合のご案内と次回までの実施事項

別途、メールでご連絡

【課題認識】

- **中国は産業構造変化のスピードが速い**。近年は知財分野の法改正も頻繁に行われている。
- 中国での様々な産業構造の変化は、**基本的には国家による産業政策（知財政策を含む）に則ったもの**であると考えられる。
- 第14次5カ年計画（「十四・五」計画）の中に、この5年間で中国社会をどう建設し発展させるかの**国の意思が示されている**。
- 一方で、**企業の知財部門には**、出願権利化といった伝統的な知財業務に加えて、**経営企画や戦略立案に関与する等により一層ビジネスに貢献することが求められてきている**。中国も例外ではない。

【2021年度活用内容・成果】

- (1) **十四次五カ年計画の学習**（2021.5-9）
 - ・メンバー間の相互学習
 - ・各メンバーが学習・共有化した資料の纏め（112頁）を成果として取得
- (2) **知財強国建設綱要及び知財十四次五カ年計画の学習**（2021.10-2022.1）
 - ・政府系シンクタンクによる解説、意見交換 ※参加メンバー限定
 - ・ユーザーサイド[中国特許法律事務所]による解説、意見交換
- (3) **中国重点産業とその関連する知財政策に関する学習**（2022.1-3）
 - ・中国カーボンニュートラル戦略と知財政策に関する解説、意見交換(セミナー含む)[経済情報サービス会社]
 - ・戦略性新興産業及び関連する発展政策(特に知財政策)に関する調査レポート作成、解説[調査分析会社]

【2022年度活用内容・成果】

- (1) **「有識者との勉強会」年4回開催** (積み残し課題：準会員にも広く共有すべき)
 - ・中国知財界の重鎮を講師として招き、限られたメンバーでの勉強会実施、通常セミナー等では得ることができない生情報等を成果として取得
- (2) **島田レクチャー(JETROLレポート)、外部セミナーとのコラボなどの特別企画を通じた積極的な情報交換・意見交換**
- (3) **「深掘り調査レポート作成」(外部委託)**：2022年度は2テーマを委託 (積み残し課題：TFメンバー共通テーマの選定にさらに工夫が必要)
 - ・「中国標準2035」の知財政策への影響に関する調査及び環境保護事業（3R）への提言
 - ・半導体分野における「マイクロディスプレイデバイス」(VR/AR製品用途)に関する中国政府の政策や施策、及び当該技術領域の中国/外資企業の動向と関連特許の調査並びにそれらに基づく分析

【2023年度活用内容・成果】

- (1) 「有識者との勉強会」年4回開催(積み残し課題：予算及び事務局等負担大→来年度から回数を減らす)
- (2) **島田レクチャー(JETROLレポート)、TFメンバー弁護士レクチャー、外部セミナーとのコラボ**などの特別企画を通じた積極的な情報交換・意見交換
- (3) 「深掘り調査レポート作成」(外部委託)(積み残し課題：予算負担大で未実施→来年度以降も廃止とする)

【2024年度活用内容・成果】

- (1) **「有識者との勉強会」年3回開催**(積み残し課題：予算及び事務局等負担大→回数減を維持)
 - ・中国知財界の重鎮を講師として招き、限られたメンバーでの勉強会実施、通常セミナー等では得ることができない生情報等を成果として取得
- (2) **太田部長・島田部長レクチャー**(JETROレポート紹介)、**TFメンバー弁護士レクチャー**(日本西村あさひ/上海野村弁護士)、**コラボセミナー(SPEEDA)**等の**特別企画を通じた積極的な情報交換・意見交換**

【2025年度活用内容・成果】

- (1) **「有識者との勉強会」年3→2回開催**(積み残し課題：諸事情で第3回目は来年度に延期となった)
 - ・中国知財界の重鎮を講師として招き、限られたメンバーでの勉強会実施、通常セミナー等では得ることができない生情報等を成果として取得
- (2) **太田部長・島田部長レクチャー**(JETROレポート紹介)、**TFメンバー弁護士レクチャー**(TMI総合法律事務所(北京)/三代川弁護士)、**コラボセミナー(SPEEDA)**等の**特別企画を通じた積極的な情報交換・意見交換**

2026年度募集内容

- 2023年度から**準会員メンバー**にも広く**参加募集**をさせていただきます。
- **主体的にご参加いただける方**
(前年度同様に誰かに教えてもらう場ではなく、共に勉強する場)
- **北京、上海または広州における会合に直接参加できる方**
(個人単位の登録)
- **メリハリのあるご参加**を、ご自身が興味あるテーマの勉強会ではご活躍を期待！！
- **正会員・準会員が一体となった自由で有意義な交流(個人単位)**
南川部長レクチャー(JETROレポート)、TFメンバー弁護士レクチャー、コラボセミナー(SPEEDA)などの特別企画を通じた積極的な情報交換・意見交換！！
- 2024年度から「TF開催回数」を、**年12回→原則6回に半減** [さらに参加し易くなりました]
但し、テーマボリュームに応じて開催回を追加、隔月を予備月とし有識者のご都合に応じて開催月を変更調整する場合あり。
- 「**有識者との勉強会**」は、**年3回開催**

【参加者の心得】 ※JETRO北京様の募集メール+α

- ①参加者は、各委員会等において**主体的活動を行い**、自らの知識・経験等を共有する。
- ②参加者は、**原則として北京、上海又は広州における会合に直接参加**し、やむを得ない場合にはオンラインにより参加する。
- ③委員会等への出席率は、8割を下回らないことを原則とする。会合を欠席する場合には、**無断欠席とならないよう、委員長等への欠席連絡を徹底**する。
→**本TFは「欠席回数不問」とします。（調整さんへの事前記入は必須）**
- ④これらに問題がある場合には、委員会等の活動を継続できなくなる可能性がある。
- ⑤**本TFは「個人単位の登録」**になります。

2025年度 タスクフォース 交流TF



2026年3月13日

交流TF リーダー

蓮實 龍紀

(万代南夢宮 (中国) 投資有限公司)

■ 参加企業：15社16名

※年度途中帰任・参加を含む

1	東芝（中国）有限公司
2	三菱重工業（中国）有限公司
3	鐘化企業管理（上海）有限公司
4	威可楷（中国）投資有限公司
5	村田（中国）投資有限公司
6	東莞長谷川金属制品有限公司
7	艾杰旭（中国）投資有限公司
8	電装（中国）投資有限公司
9	馬白達（中国）企業管理有限公司
10	旭化成（中国）投資有限公
11	武田（中国）投資有限公司
12	安川電機（中国）有限公司
13	キューピー株式会社
14	ジェットロ香港
15	万代南梦宮（中国）投資有限公司

（順不同）

■ 2025年度活動方針

中国知財を担当する中での**悩み（課題）**を共有し、**解決手法**を得ていくこと、その成果を参加者の誰もが得られるようにしていくこと。

目的

日系企業は、中国現地の知財関連スタッフが本社に比べて少数であり、組織構築や情報収集業務も多い。また他企業との交流を主体とした情報収集の機会も少ないことから、効率的な情報収集および他企業との交流・意見交換等の場として活用。更に知財活動以外にも管理部門特有の悩みについて、相談・ディスカッションできる場としても有益な活動としていく。

目標

- ：中国での知財活動における課題を、早く、広く気づける。
- ：気づいた課題に対する解決手法を早く得ることができる。
- ：課題解決手法を外部から得るための情報ネットワークを早期に構築できる。

一連の活動を通じて**参加者の誰もが上記成果を得ることができる、情報プラットフォームとしての役割**を目指す。

活動報告

毎月：各社企業紹介、課題や悩みも関する持ち寄りディスカッション

活動に対しては、参加者へアンケートも行い、
自社で抱える課題や悩みを毎月の自社紹介のパートでご紹介いただき、
ディスカッションテーマにしていく方針で1年間活動して参りました。

また、ディスカッションのなかで、更に深掘って勉強したいとなったテーマに対しては、
知見のある参加者を講師役としてお願いし、セミナー形式でご発表いただきました。

**この場を借りて、講師役を買ってくださった皆さまに感謝申し上げます。
誠にありがとうございました。**

2. ディスカッションテーマの例

下記4ジャンルのお悩みを持つTFメンバーが多く、それぞれの会社紹介の資料にお答えできる範囲で情報を入れていただきながら、ディスカッションを行いました。

1. 知財組織へのお悩み

- ・ 中国の人員体制、知財組織体制
- ・ 知財組織体制、在り方。現地化など
- ・ 知財パフォーマンスの向上並びに人材育成
- ・ 知財の分かりやすい実績・貢献
- ・ 特許・意匠・商標・模倣品とマルチな人材育成
- ・ ステークホルダー向けのアピール

2. 侵害対策系のお悩み

- ・ オンライン対策。税関対策。
- ・ タイムスタンプの活用
- ・ 侵害行為の証拠保全、特に公証。
- ・ 行政摘発など早い権利行使

3. 流出系のお悩み

- ・ 技術資料・教育資料など各種秘密資料の流出対応

4. 特実意系のお悩み

- ・ 中国の既存技術らしき実用新案の対応
- ・ 特許権の無効審判の最新傾向
アンチパテント傾向について
(登録率の低下? 数値限定の厳格化?)
- ・ 先使用権抗弁の証拠保全の取り組みについて
- ・ 特許事務所の評価手法
- ・ IPL活動による開発貢献
- ・ 出向者/長期出張者の報奨金支払い

2025年度 涉外委員会



2026年3月

橋本 真人 東芝（中国）有限公司

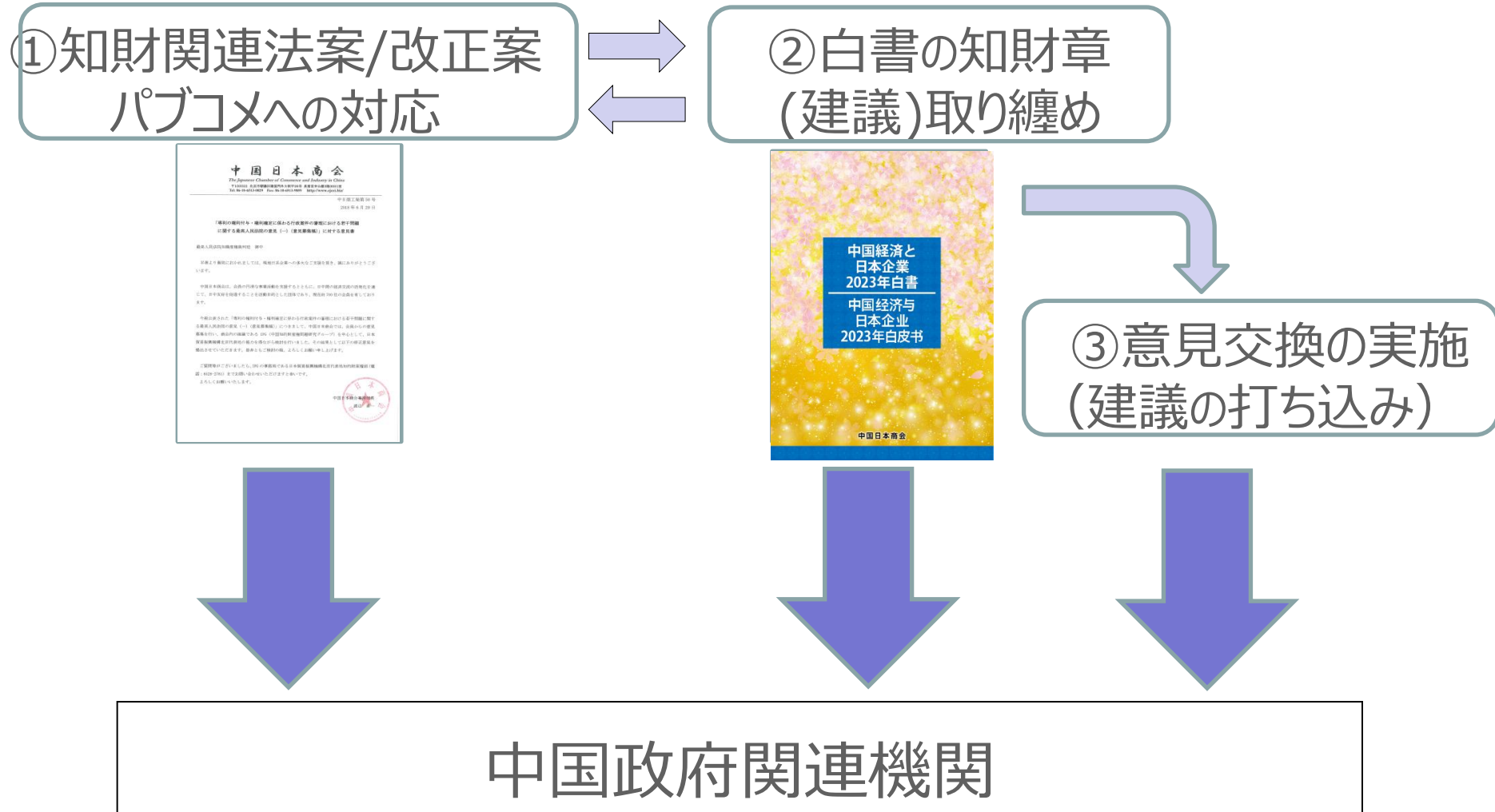
参加者一覧

12社体制（北京 9 社、上海 1 社、蘇州 1 社）

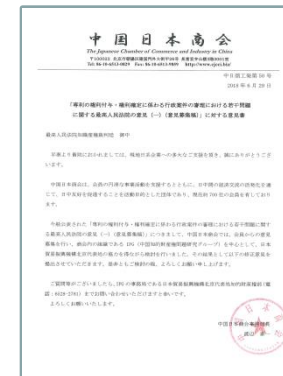
	企業名	地域
1	東芝(中国)有限公司	北京
2	日鉄商務諮詢(上海) 北京分公司(日本製鉄(北京))	北京
3	泰尔茂（中国）投资有限公司	北京
4	爱普生（中国）有限公司	上海
5	日産(中国)投資有限公司	北京
6	本田技研工業(中国) 投資有限公司	北京
7	キヤノン（中国）有限公司	北京
8	三菱電機（中国）有限公司	北京
9	富士通（中国）有限公司	北京
10	日鉄軟件（上海）有限公司	上海
11	马自达（中国）企业管理有限公司	北京
12	パナソニック（中国）	蘇州

（順不同）

中国IPGの捉える知財課題解決に向けた涉外



①中国政府関連機関による 知財関連法案/改正案 パブコメへの対応



IPGパブコメ対応実績（2025年）

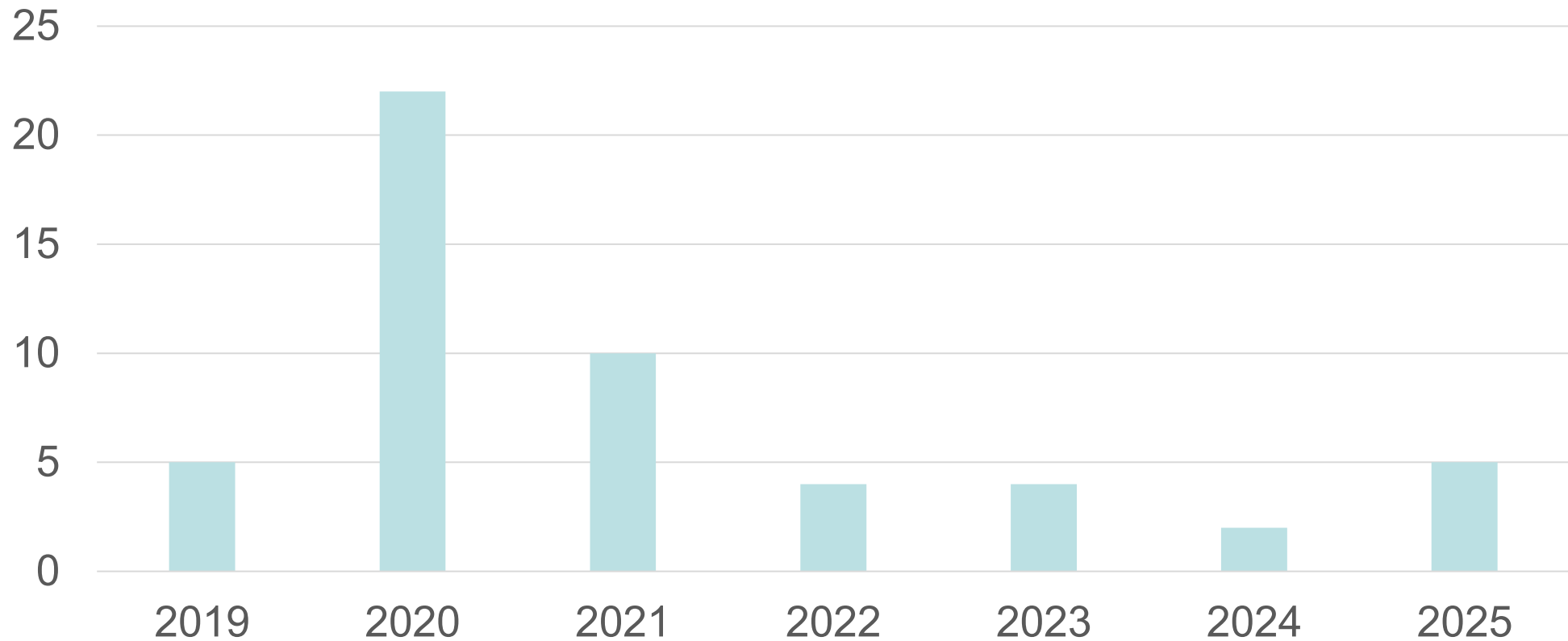


日付	募集機関	知財関連法案/改正案
2025/4/25	市場監督管理総局	「営業秘密保護規定（意見募集稿）」に関する意見公募
2025/4/30	国家知識産権局	「専利審査指南改正草案」に関する意見公募
2025/11/14	市場監督管理総局	「電子商取引プラットフォームによる商標権侵害事件の調査・取締り協力に関する規定（意見募集稿）」に関する意見公募
2025/12/21	最高人民法院	「最高人民法院による専利権侵害紛争事件の審理における法律適用に関する若干の問題の解釈（三）（意見募集稿）」に関する意見公募
2025/12/27	全人代常委会	「商標法改正草案（意見募集稿）」に関する意見公募

IPGパブコメ対応実績（2025年）

対応が必要となるパブコメの件数に落ち着きがみられてきた。
一方、対応を要するパブコメが集中することがあり、引き続き安定して対応できる体制を維持。

パブコメ検討件数

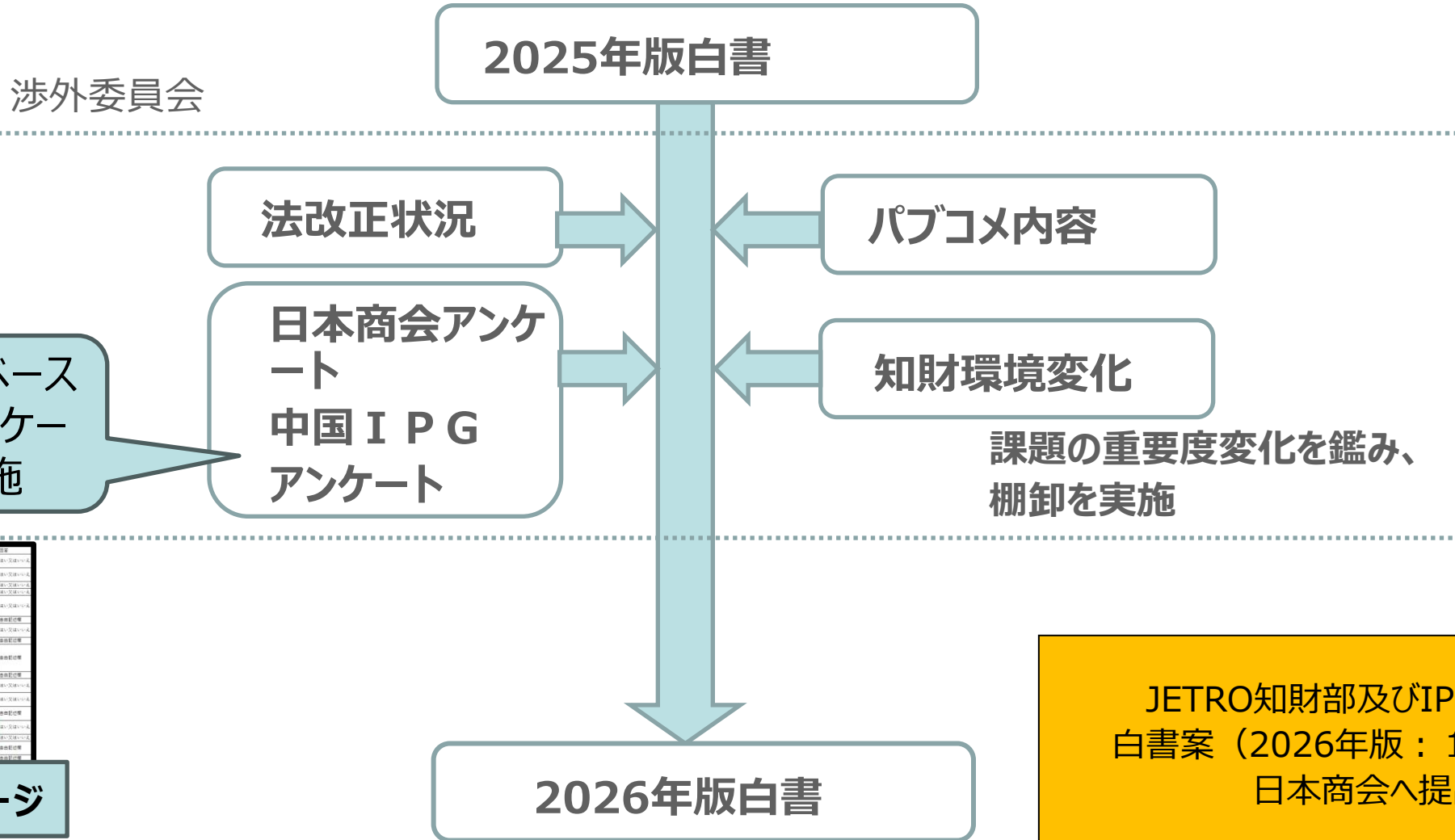


② 中国政府向け白書の 知財章取り纏め



白書作成手順

前年度の白書をベースに、下記変化点を加え
本年度の白書の知財章<建議>を決定



昨年度建議をベース
に具体的なアンケート
を1Qに実施

項目	内容	担当
1	調査項目の整理と調査票の作成	渉外委員会
2	調査票の配布と回収	渉外委員会
3	調査結果の集計と分析	渉外委員会
4	調査結果の報告と建議の策定	渉外委員会
5	調査結果の公表	渉外委員会
6	調査結果のフォローアップ	渉外委員会
7	調査結果の活用	渉外委員会
8	調査結果の検証	渉外委員会
9	調査結果の蓄積	渉外委員会
10	調査結果の共有	渉外委員会
11	調査結果の活用	渉外委員会
12	調査結果の活用	渉外委員会
13	調査結果の活用	渉外委員会
14	調査結果の活用	渉外委員会
15	調査結果の活用	渉外委員会
16	調査結果の活用	渉外委員会
17	調査結果の活用	渉外委員会
18	調査結果の活用	渉外委員会
19	調査結果の活用	渉外委員会
20	調査結果の活用	渉外委員会

アンケートイメージ

JETRO知財部及びIPGで作成した
白書案（2026年版：18建議）は、
日本商会へ提出済

③ 中国政府関連機関との意見交換の実施 (建議の打ち込み)

2025年 意見交換会実績

日付	関連機関	対応内容/イベント
2025/9/24	政府関係機関	白書の知財章に記載の建議事項をベースに意見交換
2025/12/18	IIPPF	活動紹介、今後の協調の方向性について意見交換

まとめ

- (1) パブコメ対応
 - 知財関連のパブコメ件数は、落ち着いてきている。
 - 対応を要するパブコメが集中することがあり、引き続き安定して対応できる体制を維持
- (2) 白書対応
 - 2026年白書案を日本商会へ提出済。
 - FY25 第一四半期から、2026年白書案の準備を開始。
- (3) 建議の打ち込み
 - 各政府関係機関との意見交換会を実施。

本年度の活動へのご協力、ありがとうございました。
来年度も、知財課題解決に向けた渉外活動を継続して参ります！！
渉外活動に興味のある正会員の皆様のご参加をお待ちしております。

以上